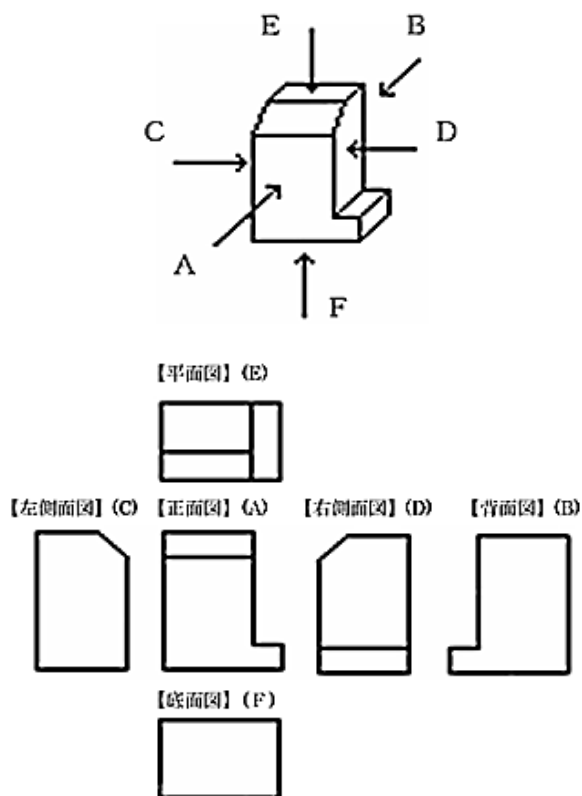


創作の実態を踏まえた 意匠の適切な開示要件の在り方(案)

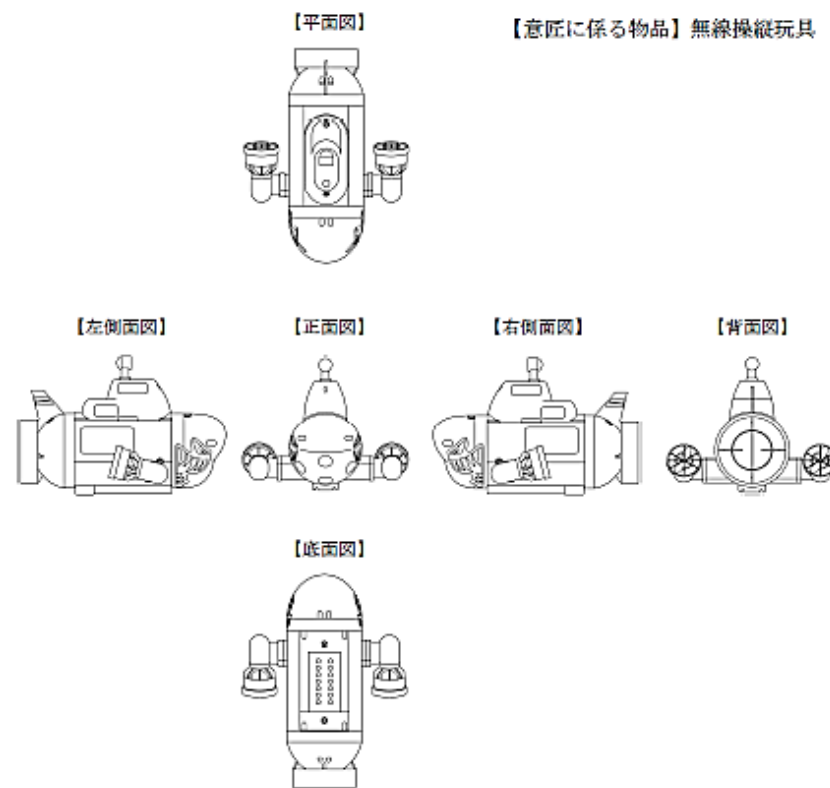
 要約資料

背景 - 現行制度

- ・ 正投影図法の六面図等により物品全体の形態を表すことが基本
- ・ 登録意匠の範囲の特定を、客観的かつ確実なものとしている



正投影図法の六面図の位置関係



正投影図法による作図例

背景 – 諸外国の要件

- ・ 物品全体の形態を表すことを求めておらず、一図でも要件を満たし得る
- ・ 保護範囲となる意匠の創作の内容は、明確にしなければならない

● ハーグ協定のジュネーブ改正協定

複製物は、意匠の詳細の全てを明確に識別でき、かつ、公表できる品質のものとする

(ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則 第9規則(2)(a))

● 米 国

意匠特許の出願には、意匠の外観の完全な開示を構成するのに十分な数の図を含まなければならない

(米国意匠規則1.152)

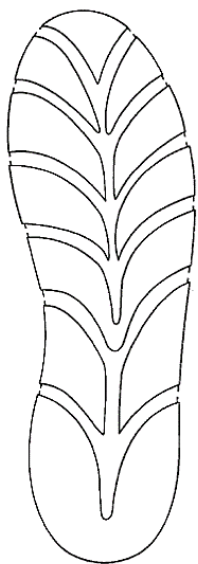
● 欧 州

意匠出願の際は、保護範囲が明確かつ正確に確定できるように、図面が自己充足していなければならない

(欧州共同体登録意匠出願ガイドライン5)

背景 – 諸外国の登録例

- ・ 物品全体の形態を表すことを求めておらず、一図でも要件を満たし得る
- ・ 部分意匠では、物品全体の形状を表さなくてもよい



注：この意匠特許は靴底の溝部分をDisclaimした部分意匠の出願

米国意匠特許第D515,790号
(Shoe Sole Bottom)

FIG. 2

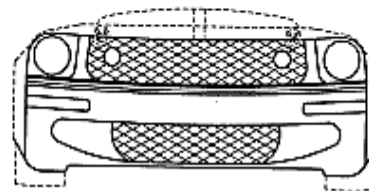
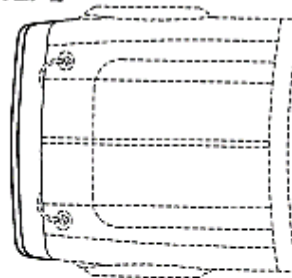


FIG. 1

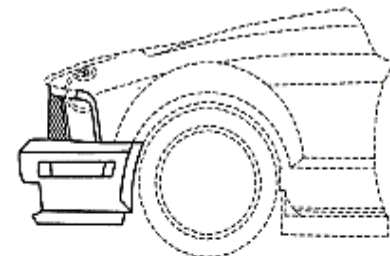


FIG. 3

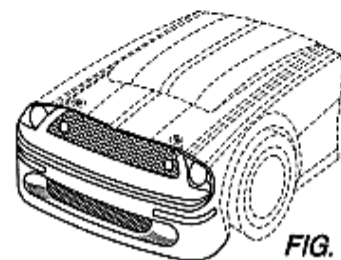
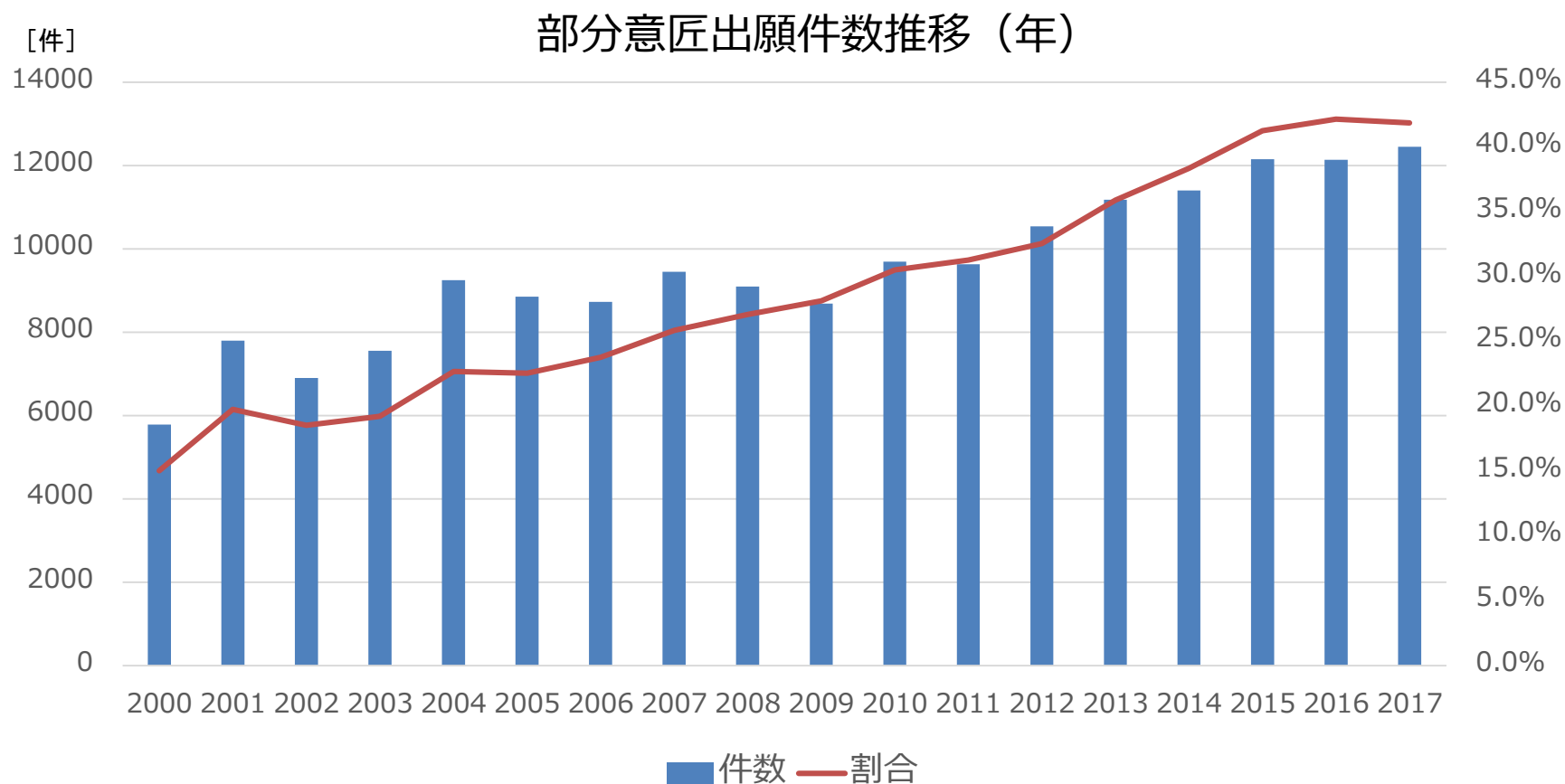


FIG. 4

米国意匠特許第D575,215号
(Front End of an Automobile)

背景 – 創作の環境の変化

- ・ 物品全体の創作だけでなく、部分的な創作が活発となってきた
- ・ 部分意匠の出願は増加している

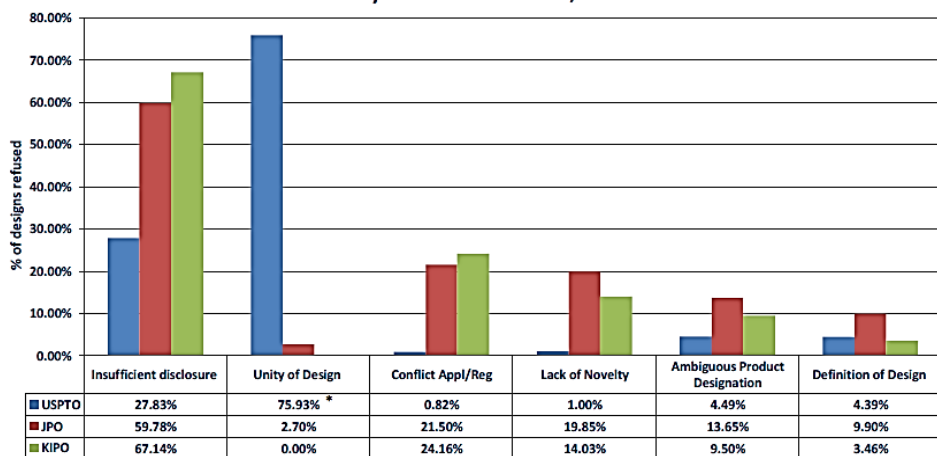


背景－諸外国からの出願

- ・ 国際意匠登録出願に対する拒絶理由は、開示不足を含む「意匠が具体的でない」ことが最多。
- ・ 国内出願に比べても「意匠が具体的でない」ことに基づく拒絶理由の割合が高い

2017年におけるUSPTO、JPO、KIPOの 拒絶の理由の割合

USPTO, JPO and KIPO
Ratios of Refusal Grounds (per 100 Designs Refused)
From Day 1 to December 31, 2017

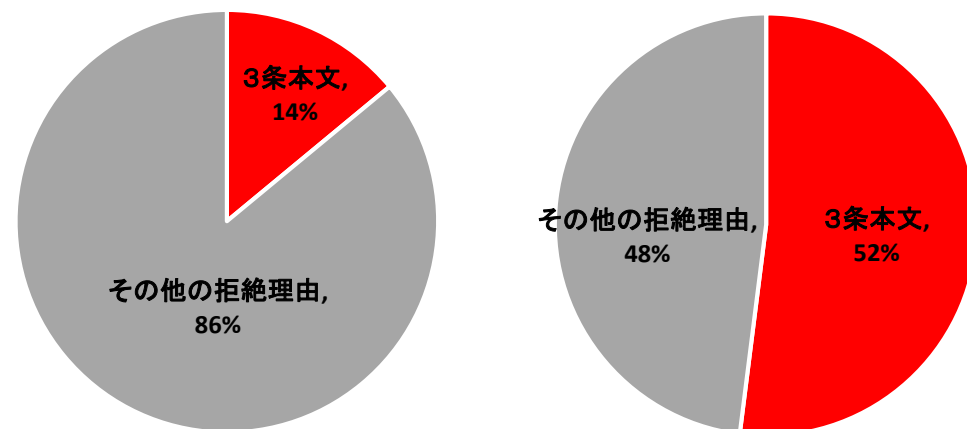


* USPTO refusals on ground of lack of compliance with a single design requirement: 41 % of refused international registrations

2017年度の拒絶理由通知内訳

通常の出願
(全出願人)

国際意匠登録出願
(全出願人)



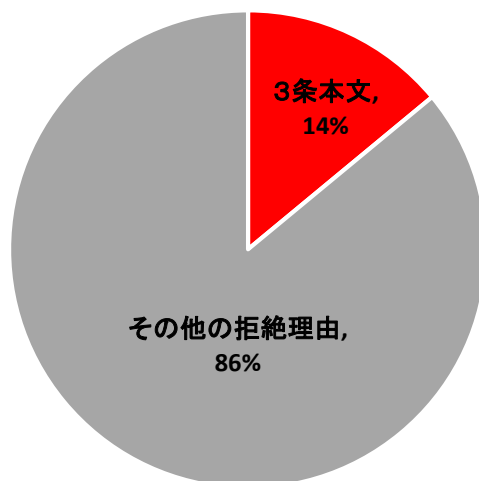
※ 3条本文の拒絶理由には、開示不足により意匠が具体的でないものの他、意匠の定義に該当しないもの、工業上の利用可能性が認められないもの等が含まれる。

背景－意匠登録出願に不慣れな者

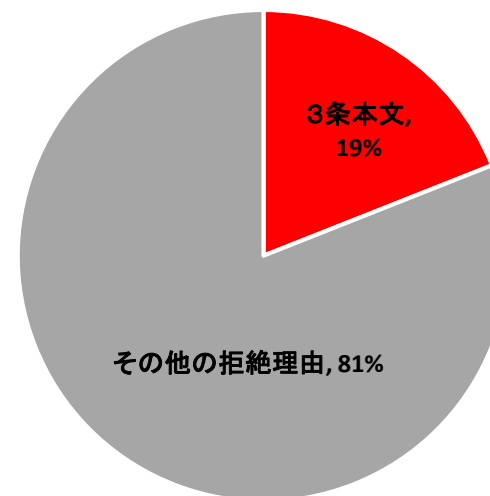
- ・ 意匠登録出願に不慣れな者に対する拒絶理由は、慣れた者に比べ開示不足を含む「意匠が具体的でない」が通知される割合が高い

2017年度の拒絶理由通知内訳

通常の出願
(全出願人)



通常の出願
(出願数10件以下の出願人※)



※共同出願を含む出願件数が1997～2017年度で計10件以下の出願人
(2017年度に拒絶理由通知を発送した筆頭出願人が対象)

※ 3条本文の拒絶理由には、開示不足により意匠が具体的でないものの他、意匠の定義に該当しないもの、工業上の利用可能性が認められないもの等が含まれる。

背景 – 現行制度の問題

- ・ 物品全体の形態が表されていないと、方式指令や拒絶理由の対象となり得る
- ・ 他国で問題なく登録される出願に対しても、方式指令や拒絶理由を通知
- ・ ユーザーから手続の緩和を求める要望

→ **意匠権の明確さを維持しつつ、
創作の実態に則した意匠の開示要件を検討**

検討事項

- ・ 意匠権の明確さを維持しつつ、創作の実態に則した図面等の記載要件として「意匠の創作を特定する上で必要なもの」が記載されていれば、物品全体が表されていないなくても、具体的な意匠が特定できるとしてはどうか

図面に関する具体的な論点

- 出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合の考え方
- 意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合の考え方
- 六面図等に意匠を構成する物品以外の物品を表した場合の考え方
- 中間省略を行う際の図示方法

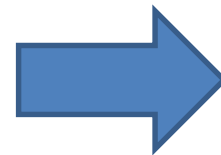
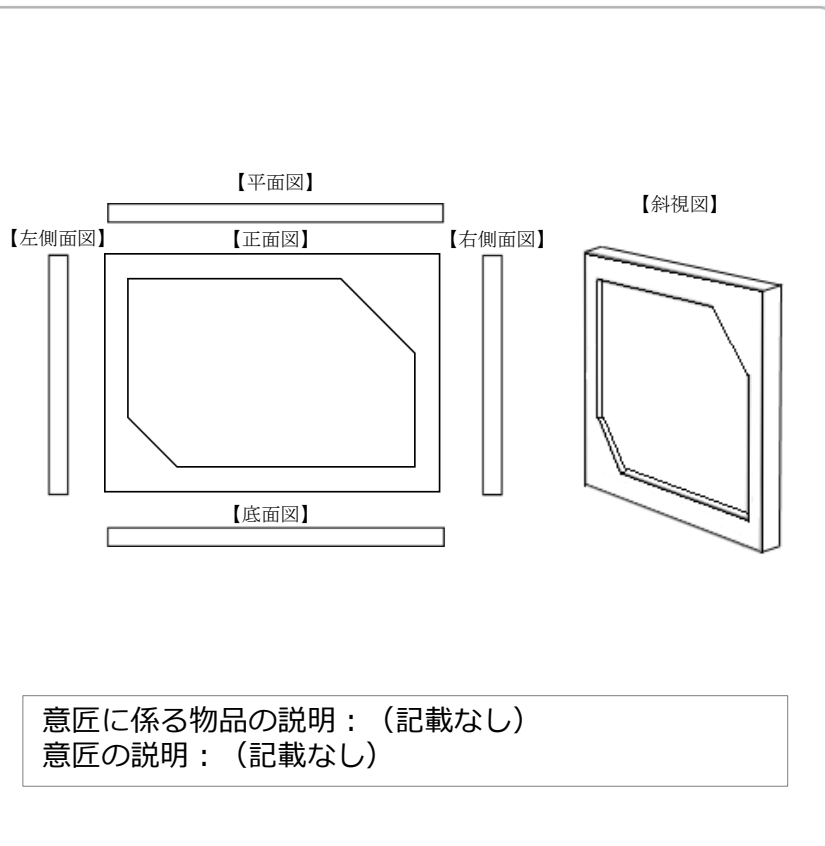
願書の記載に関する具体的な論点

- 中間省略を行った場合の省略部分の長さの記載
- 「部分意匠」の欄の不足

出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合の考え方①

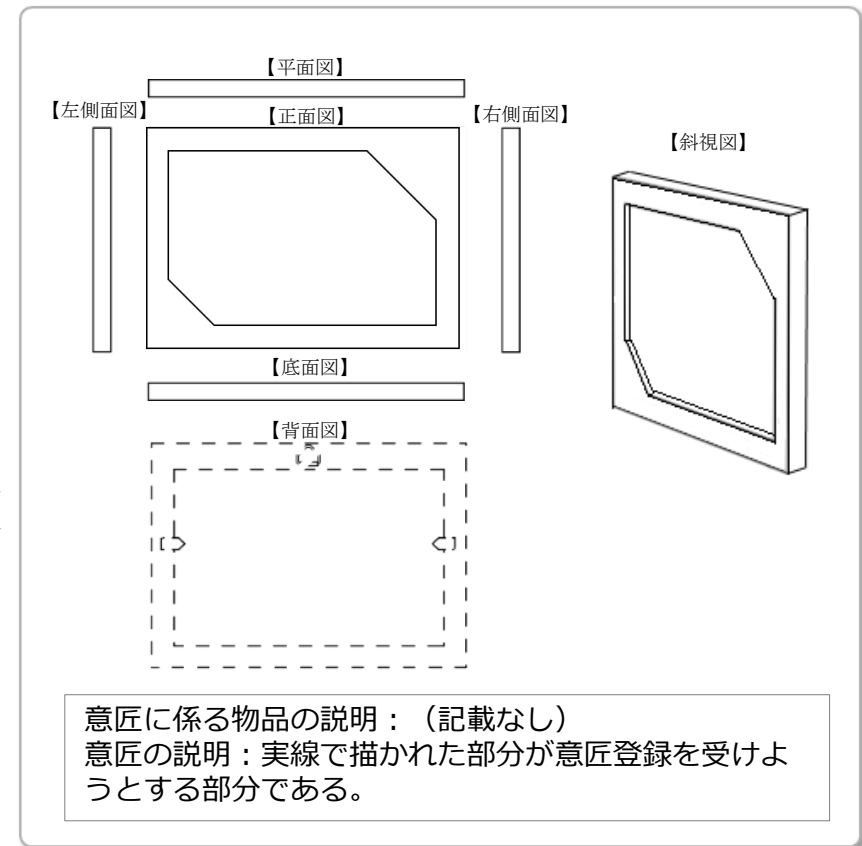
- ・ 開示された範囲で意匠の創作が特定できれば意匠が具体的なものと判断
- ・ 開示されていない範囲は意匠の創作の範囲外と捉えてはどうか

(仮想事例) 意匠に係る物品：額縁



審査上は実質的に右の例と同様の扱いとしてはどうか

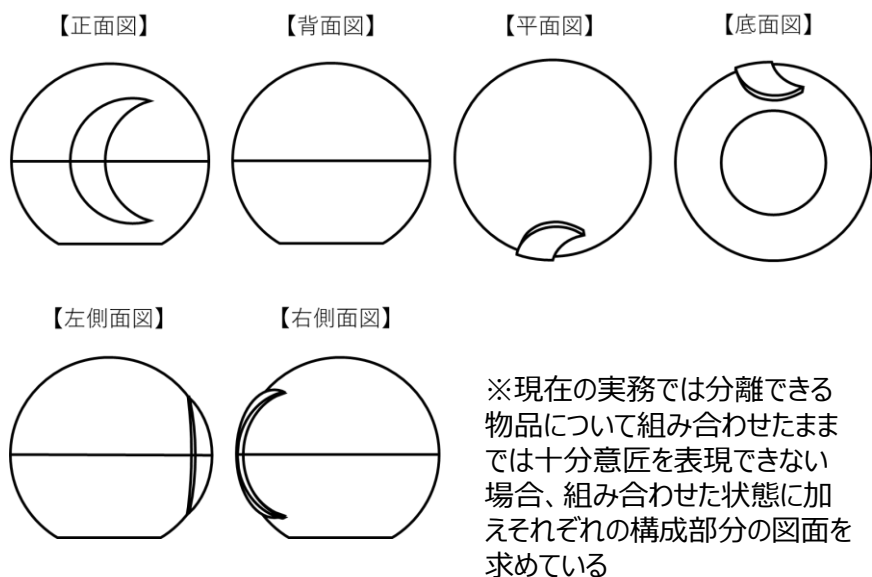
(仮想事例) 意匠に係る物品：額縁



出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合の考え方②

- ・ 開示された範囲で意匠の創作が特定できれば意匠が具体的なものと判断
- ・ 開示されていない範囲は意匠の創作の範囲外と捉えてはどうか

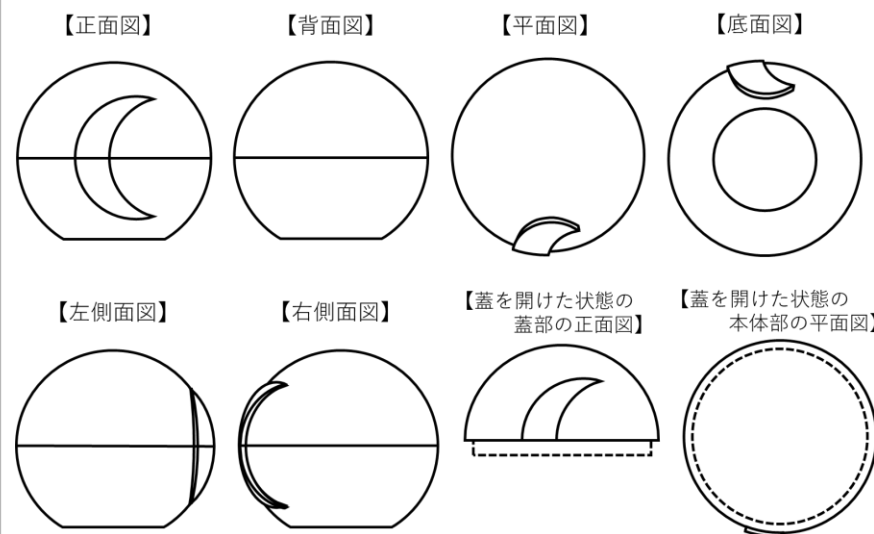
(仮想事例) 意匠に係る物品：小物入れ



意匠に係る物品の説明：（記載なし）
意匠の説明：（記載なし）

審査上は実質的に右の例と同様の扱いとしてはどうか

(仮想事例) 意匠に係る物品：小物入れ

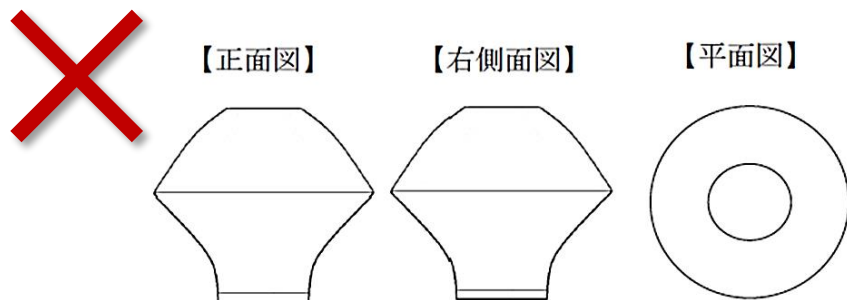


意匠に係る物品の説明：（記載なし）
意匠の説明：実線で表した部分（容器外部）が意匠登録を受けようとする部分である。

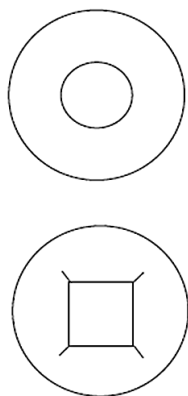
出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合の考え方③

- ・ 形態が特定できない場合は意匠の創作が特定されていないと判断
- ・ 境界が不明な場合は意匠の創作が特定されていないと判断

意匠の創作が特定されていないものの例



考えられる底面側形態の例

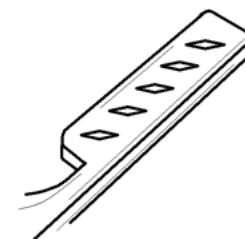
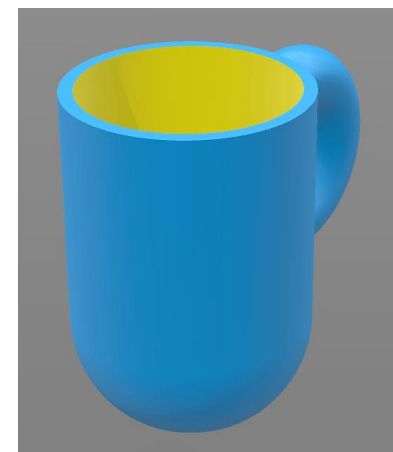


意匠に係る物品：花瓶（仮想事例）
意匠に係る物品の説明：（なし）
意匠の説明：背面図は正面図と同一、左側面図は右側面図と同一につき省略する。

※複数の底面側形態が考えられる



意匠に係る物品：
コーヒーカップ（仮想事例）
意匠に係る物品の説明：
（なし）
意匠の説明：
（なし）



意匠に係る物品：乗用自動車用ブレーキペダル（仮想事例）
意匠に係る物品の説明：（なし）
意匠の説明：（なし）

意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合の考え方①

- 物品の特性から、位置、大きさ、範囲を特定できるのであれば、物品全体の形態を示さなくとも意匠の創作を特定可能と判断

「乗用自動車」として出願された場合

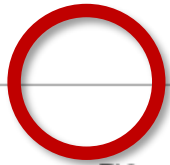


FIG. 2

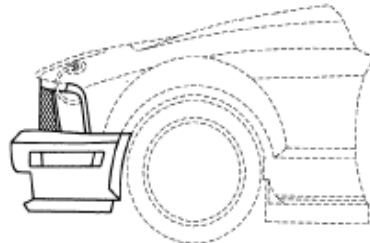
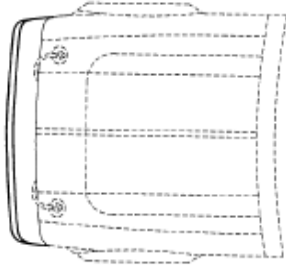


FIG. 3

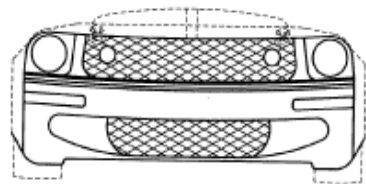


FIG. 1

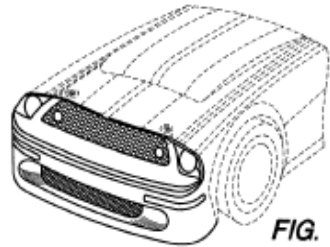
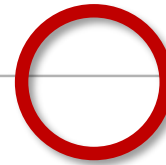


FIG. 4

米国意匠特許第D575,215号
(Front End of an Automobile)

「ゴルフクラブ」として出願された場合



米国意匠特許第D537,898号
(Portion of a Golf Club Head)

意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合の考え方②

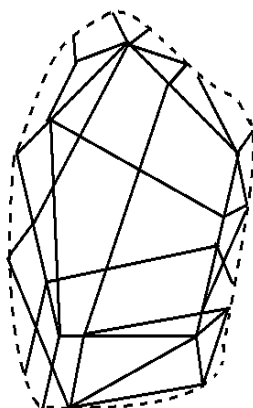
- ・ 意匠登録を受けようとする部分の物品全体の形態における位置、大きさ、範囲が特定できない場合は、意匠の創作が特定されていないと判断

意匠の創作が特定されていないものの例



意匠に係る物品「飲料用容器」（仮想事例）

【正面図】



※容器全体が示されておらず、当該部分の位置について肩部、底部等様々考えられることから、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定できない

意匠に係る物品の説明：（記載なし）

意匠の説明： 実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

六面図等に意匠を構成する物品以外の物品を表した場合

- 意匠登録を受けようとする物品、及びそれ以外の物品とが明確に区別でき、かつ、意匠の創作が明確に特定できる場合には、六面図等に意匠を構成する物品以外の物品を表しても良いこととしてはどうか。

考えられる対応の方向性

- **案1** 願書の記載及び図面の記載を総合的に判断し、意匠登録を受けようとする物品以外のものであることが明らかなものについては、それらを六面図等に表すことを可能とする。
- **案2** 意匠登録を受けようとする物品以外のものについては、説明がある場合、及び／又は破線で描いた場合のみ六面図等に表すことを可能とする。
- **案3** 意匠登録を受けようとする物品以外のものについては、説明の記載を行い、且つ図面において破線等により描き分けを行った場合のみ、六面図等に表すことを可能とする。

案2は、意匠の明確性を保ちつつ、手続負担の大幅な軽減が可能。ジュネーブ改正協定、米国、及びWIPOで検討中の「意匠法及び実務に関する条約／規則草案」も案2と同様の運用規定。今後は案2の考え方としてはどうか。

欧州共同体登録意匠
第RCD004867000-0003号
(Costumes, Dresses)



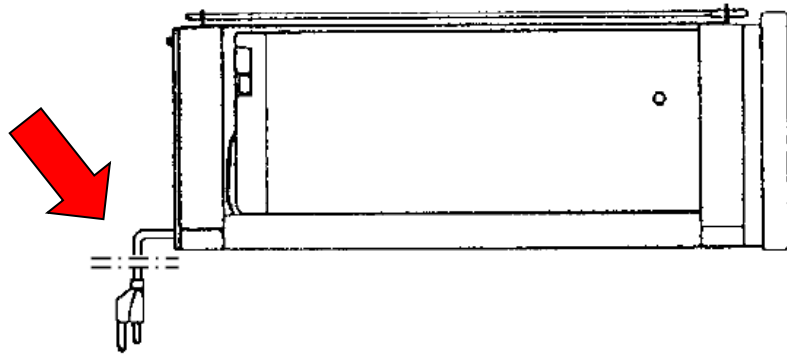
意匠を構成する物品以外の物品を表した例

- ・ 現行制度では、中間省略部分は2本の平行な一点鎖線により切断するよう表すこととされている。
- ・ これと異なる表現であっても、切断箇所がどこかという点に疑義が生じず、意匠の創作が明確に特定できる場合は、方式要件上も実体要件上の意匠の明確性においても問題の無いものとして扱ってはどうか。

我が国の現行の施行規則に則した記載例

【意匠に係る物品】プロセス制御用操作器

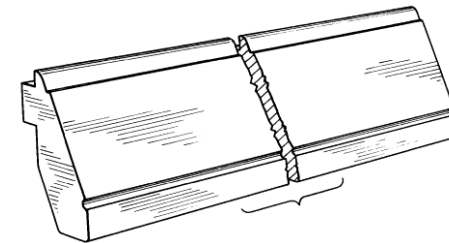
【意匠の説明】図面中、電源コードの省略部分は願書添付図面上1mである。



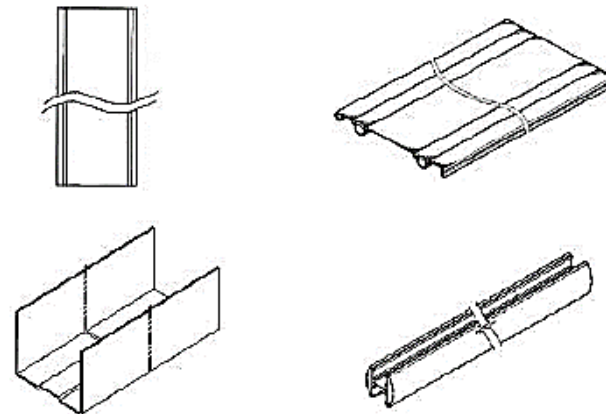
※左側面図のみ抜粋、また、赤矢印追加

他の表現方法により中間省略部分を表した例

米国意匠特許出願ガイドライン16頁（Article Shown Broken Away）掲載の図
Picture Frame Molding



韓国デザイン審査基準第4部第2章第2節17に掲載されている図面の記載例



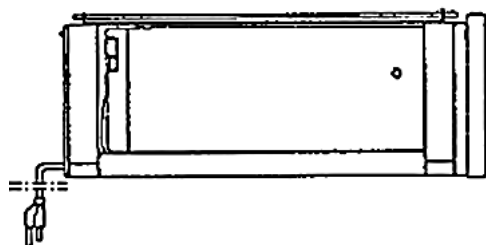
中間省略を行った場合の願書における説明の記載

- ・ 現行制度では、願書の【意匠の説明】の欄に中間省略箇所の図面上の寸法を記載することとしている。
- ・ 上記の説明が記載されていない場合でも、開示された部分について、部分意匠として意匠登録を受けようとするものと判断することにより、意匠が具体的なものと認められる場合は、方式要件上も実体要件上の意匠の明確性においても問題の無いものとして扱ってはどうか

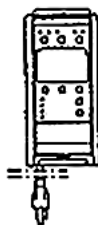
【意匠に係る物品】 プロセス制御用操作器

【意匠の説明】 図面中、電源コードの省略部分は
願書添付図面上 1 m である。

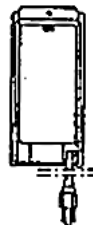
【左側面図】



【正面図】



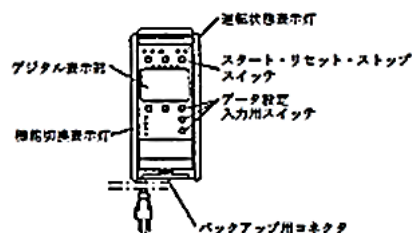
【背面図】



【平面図】



【操作部等を説明する参考正面図】



このような説明の記載が無い場合、開示された部分は意匠登録を受けようとする部分とし、中間省略箇所は、意匠登録を受けようとする部分以外の部分であると取扱ってはどうか。

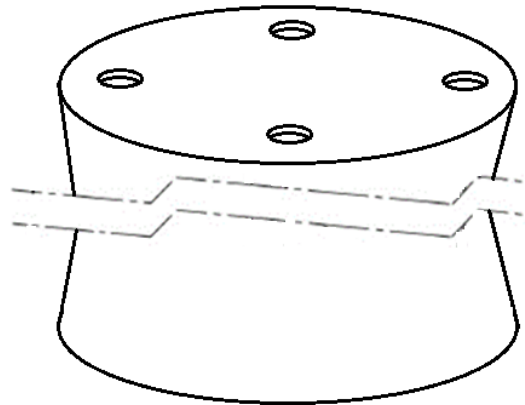
中間省略を行った場合の願書・図面等の記載

- 創作された意匠の骨格となる構成（プロポーション）が不明確となる場合や、創作された部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲が不明となる場合は、意匠が具体的でないものと判断



意匠に係る物品「護岸ブロック」（仮想事例）

【斜視図】



意匠に係る物品の説明：（記載なし）

意匠の説明：（記載なし）

- ・ 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、願書に「部分意匠」の欄を設けることとされている（国際意匠登録出願を除く）。
- ・ 同欄は部分意匠であることを明確に示すことに資するものとなっている。
- ・ 一方、ジュネーブ改正協定をはじめ、多くの諸外国において「部分意匠」の欄の記載は必須の記載事項ではない。
- ・ 今後は「部分意匠」の欄を必須の記載事項としないこととしてはどうか。

考えられる対応の方向性

- **案 1** 通常の出願の場合、原則部分意匠の欄の記載を必要とするが、国際意匠登録出願の場合と同様に、部分意匠の欄の記載が無い場合であっても、審査官が部分意匠と判断する場合には、その旨の情報を審査官が付与する。
 - **案 2** 部分意匠の欄の記載を一律不要とし、審査官も部分意匠である旨の情報の付与を行わない。
-
- ・ 部分意匠の出願数は全出願の4割強を占めるようになってきている。
 - ・ 全体意匠でも、乗用自動車の車内等、厳密には物品全体が開示されていないものが多数存在。
 - ・ よって、部分意匠の欄を必須の記載要件とする必要性は乏しいのではないか。
 - ・ 今後は上記の案2のように、部分意匠の欄の記載を一律行わないこととしてはどうか。

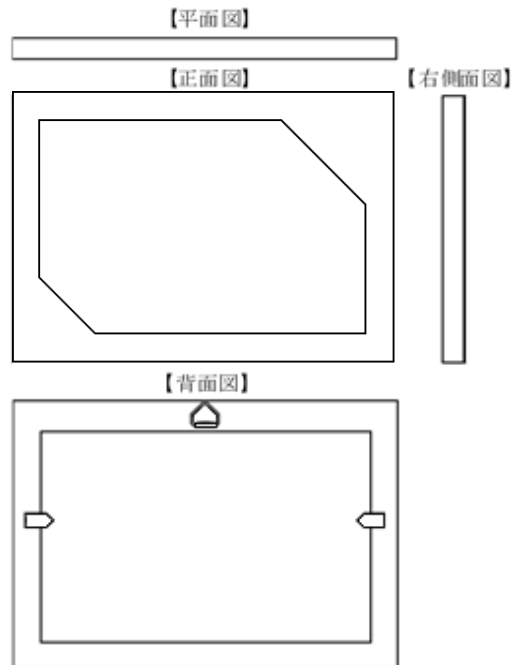
全体意匠と部分意匠との先願の規定に関する類否判断

- ・ 現行運用では、先願の規定（意匠法第9条）の判断は、全体意匠と部分意匠との間では、原則行っていない（意匠審査基準61.1.1）。
- ・ 今後は、物品の部分について意匠登録を受けようとする出願が増加し、以下のように両者が実質的に類似するケースも想定されるため、全体意匠と部分意匠の間でも先願の規定の判断を行うこととしてはどうか。

全体意匠

「額 縁」

意匠の説明：底面図は平面図と、左側面図は右側面図と同一に表れるため省略する。



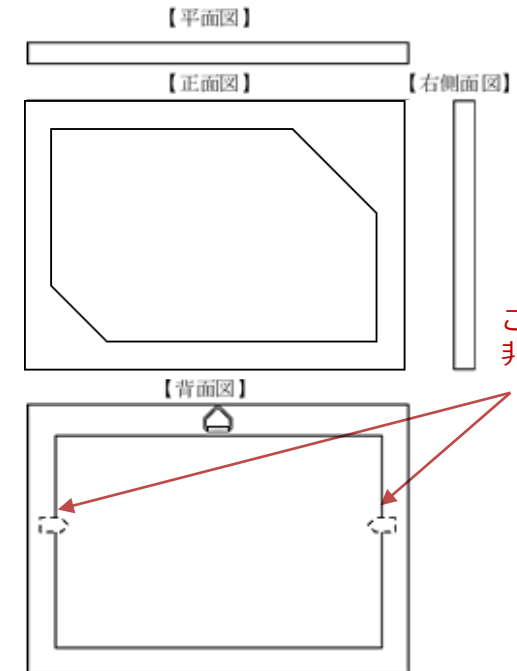
今後は、両者を
先願の規定の判
断において
類似と判断して
はどうか



微細な部分のみを非請求部分 とした部分意匠

「額 縁」

意匠の説明：底面図は平面図と、左側面図は右側面図と同一に表れるため省略する。実線で表した部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。



この箇所のみが
非請求部分